

地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護に係る設置運営事業者の募集について

1 募集の趣旨

地域密着型サービスについては、サービス見込量の確保及び質の向上のため、また、施設系サービス（地域密着型サービスのうち認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護等）については、過剰な整備による給付費（保険料）の増大を抑制し地域的な偏在を防止する目的で総量規制を行っているため、設置運営事業者を公募して指定することとしている。

2 募集概要

(1) 募集定員数

① 総量規制を行っているもの（認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護）

- ・ 第8期広島市高齢者施策推進プランにおける令和5年度の定員数と、令和3、4年度の公募結果を反映した令和5年8月現在の定員数を比較して、プランに対する不足定員数を募集する（資料2参照）。
- ・ なお、認知症高齢者グループホームの不足定員数は35人であるが、1ユニットの定員が最大9人であることを考慮し、募集定員数は36人分とする。
- ・ また、募集開始時から12月末までに廃止・縮小する事業所があった場合には、減少した分の定員数を追加する。

② 総量規制を行っていないもの（認知症高齢者グループホーム以外の地域密着型サービス）

- ・ 第8期プランにおける令和5年度の事業所数と実際の事業所数の差異の有無に関わらず、募集定員数の制限なく事業者を募集する（資料2参照）。

区 分	募集定員数 (募集圏域)	摘 要
地域密着型サービス	認知症高齢者グループホーム	【整備形態】 ・ 新規整備（サテライト型を含む。） ・ 既存事業所のユニット数の増 ・ 既存事業所の1ユニット当たりの定員数の増 【募集ユニット数】 ・ 1～3ユニット/事業所（1ユニット定員：5～9人） 【整備を促進する日常生活圏域】 ・ 高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い12圏域は補助金対象圏域とし、当該圏域に係る事業者には、評価を20点加点する（資料3参照）。
	その他	【対象サービス】（5つ） ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 【整備形態】 ・ 新規整備（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のみサテライト型を含む。）
特定施設入居者生活介護	33人分 (全市域)	【整備形態】 ・ 新規整備 ・ 既存の住宅型有料老人ホーム等の転換、既存の特定施設の増床 【定員数】 ・ 既存の特定施設の増床の場合、増床後の定員数は100人以下とする。 【整備を促進する日常生活圏域】 ・ 特定施設入居者生活介護事業所が未整備の8圏域に整備をする事業者には、評価を20点加点する。（資料3参照）

(2) 応募要件

- ① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていることなど、募集要領に定める適否判定基準を満たすこと。
- ② 令和7年度末までに事業を開始すること。

(3) 選定・決定方法

- ① 応募者の事業計画について、募集要領に定める評価基準に基づき評価を行う。
- ② 認知症高齢者グループホーム（認知症GH）、特定施設入居者生活介護（特定施設）については、全体の評価得点及び評価項目「事業所運営」の評価得点がいずれも6割以上の事業者の中から、募集数を超えない範囲で評価得点の高い順に選定する。
- ③ その他の地域密着型サービスについては、全体の評価得点及び評価項目「事業所運営」の評価得点がいずれも6割以上の場合に事業者として決定する。

※地域密着型サービスは、予算の範囲内で補助金交付の対象となる場合がある。（資料4参照）

※適否判定基準等は、令和3、4年度から変更はない。（資料5～8参照）

3 スケジュール

区 分		時 期
第1回地域密着型サービス運営懇談会		8月28日（月） ※ 広島市地域包括支援センター運営協議会と同時開催
募集開始		8月下旬（市ホームページ掲載） 9月1日（広報紙「ひろしま市民と市政」掲載）
事業計画書 受付	認知症GH以外の地域密着型サービス	11月6日（月）～10日（金）
	認知症GH、特定施設	11月13日（月）～17日（金）
選定委員会	適否判定	12月下旬
	応募者ヒアリング	1月上旬 ※ 認知症GH、特定施設のみ実施
	選定・決定	1月中旬
第2回地域密着型サービス運営懇談会		3月上旬（予定） ※ 広島市地域包括支援センター運営協議会と同時開催予定
選定・決定結果通知		3月上旬（予定） ※ 第2回地域密着型サービス運営懇談会後発出